

地域には、障がいのある人や一人暮らしのお年寄りの人がいます。

日頃から気にかけて、そして災害が起きたときはみんなで助け合いましょう。

1 マニュアルの目的

本マニュアルは、市地域防災計画の改訂（平成26年8月）を踏まえ、65歳以上の人や障がいのある人などの避難行動要支援者自身による「自分の命は自分で守る」（自助）、地域住民による「自分たちのまちは自分たちで守る」（共助）、そして市の支援（公助）を基本とした地域ぐるみの支援体制を確立し、災害時に適切な行動をとるための総合的、体系的な支援対策を取りまとめたものです。

2 基本的な考え方

（1）避難行動要支援者とは

- 市地域防災計画上で定められている、65歳以上の人、障がいのある人、難病患者、産期・小児、外国人などの災害時に被災する可能性が高いといわれる要配慮者の内、避難行動要支援者として本マニュアルの対象となる者は、原則として、65歳以上の一人暮らしの人や障がいのある人等の「地域避難行動要支援者登録制度」により登録された人です。
- ※ 登録の対象となる避難行動要支援者の本市の現状は、資料（29ページ）に掲載。

（2）地域ぐるみの支援体制

- 災害発生時には、まず、「自分の命は自分で守ること」（自助）が基本となります。
- そして、災害発生直後の避難行動等の中心になっていただけるのは地域の人たちです。
- 被害を最小限に抑えるためには自治会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の「地域のはたらき」（共助）が必要不可欠です。
- 災害時における地域の取り組みを進めるためには、日頃からの訪問活動や地域の行事の案内などを通して、住民同士の交流を図り、問題の発生時や緊急時には、遠慮なく連絡できるといった日常生活での関係づくりが大切です。

避難行動要支援者自らができること

- 災害時に、避難行動要支援者を支援してくれるのは地域の人たちですので、避難行動要支援者自身が地域社会の一員として、地域との積極的なコミュニケーションを保つことが大切です。
- 日頃から、近隣や地域の人たちとあいさつを交わし、自分から積極的に声をかけて顔なじみになりましょう。
- 地域の行事や活動にも積極的に参加し、地域の人たちとのコミュニケーションを深めましょう。

周囲の人ができること

- 日頃から、避難行動要支援者に積極的にあいさつするなど、コミュニケーションを図りましょう。
- 自治会などの日頃の活動や行事などを通じ、お互いにコミュニケーションを深めましょう。
- 積極的にボランティア活動に参加するなどして、日頃から近隣に住む避難行動要支援者と接する機会を持ちましょう。

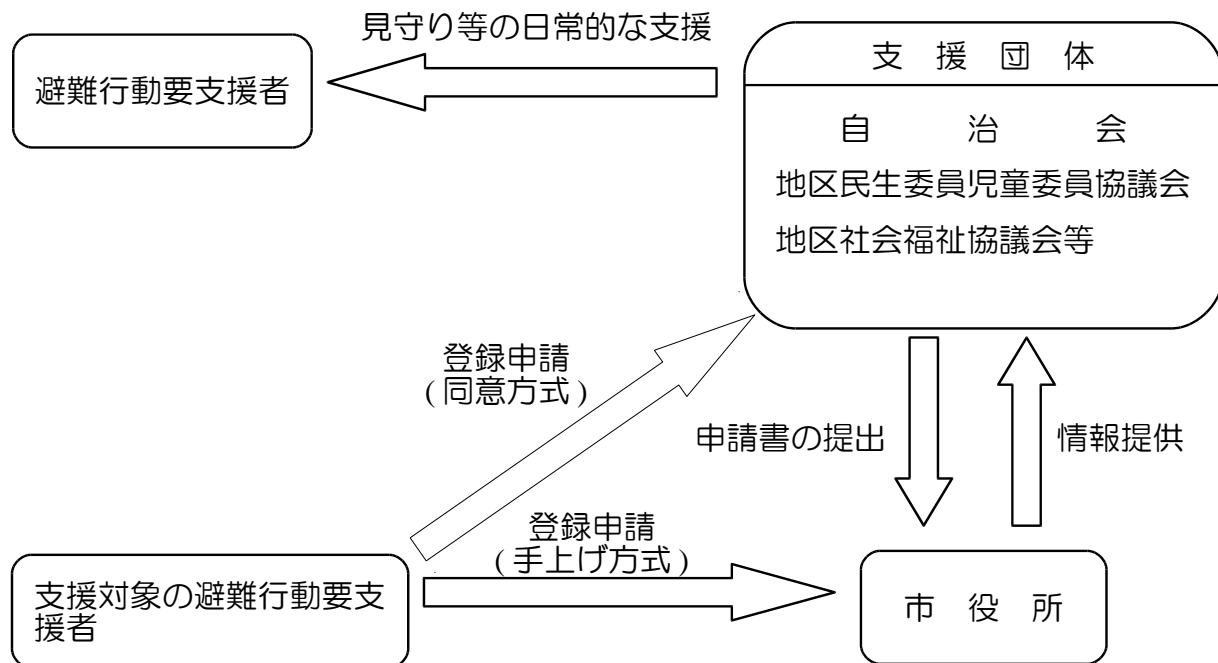


市の役割

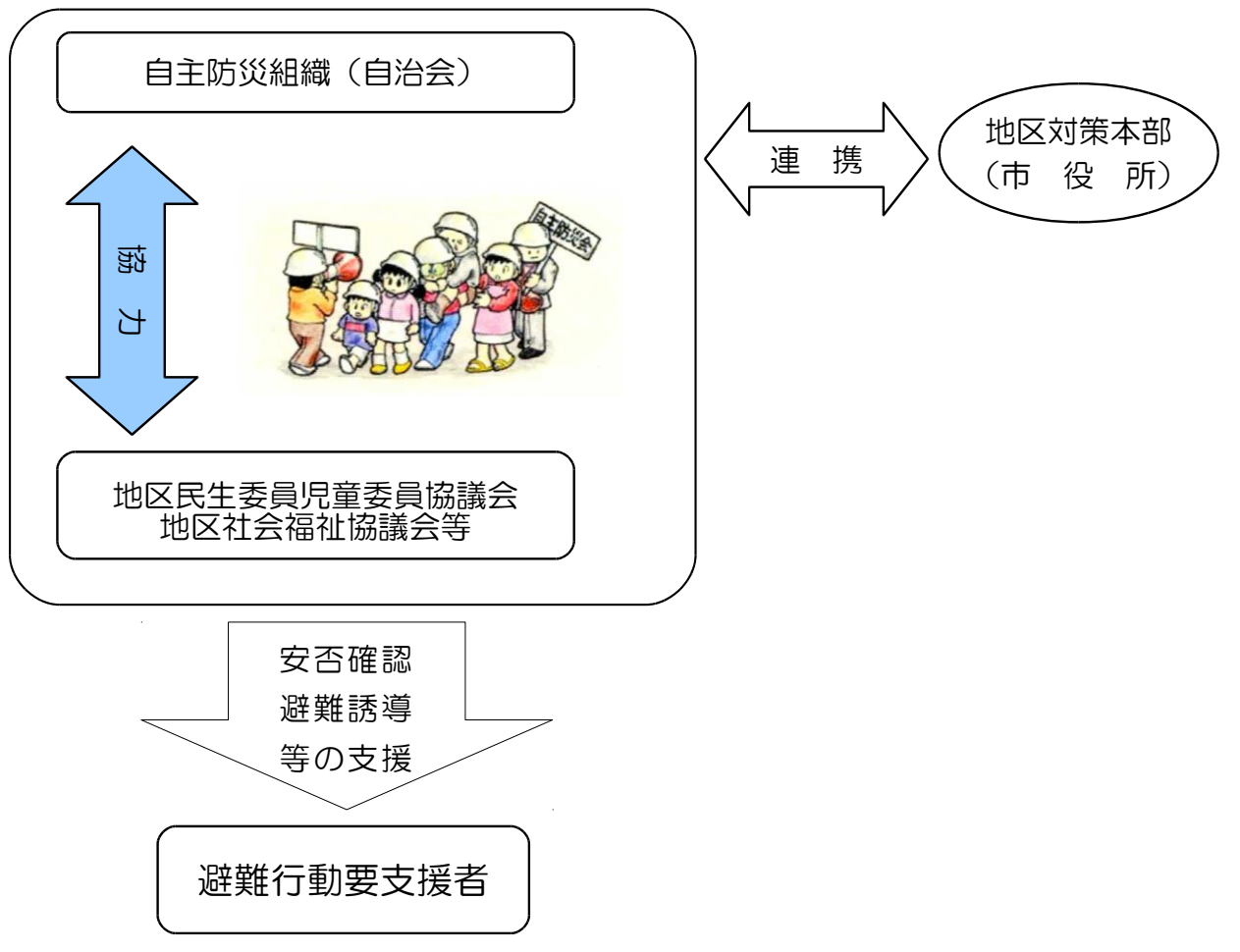
- 災害時における避難行動要支援者の支援体制を充実するため市は、自治会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等と連携を図り、地域における避難行動要支援者を支援するシステムを構築し、地域を支える取り組みを進めます。
- また、関係機関等との防災情報の伝達方法の確立や避難支援のための知識の普及、資機材の整備等を通して、地域の防災力を高めるなど、行政にしかできない役割（公助）の充実に努めます。

(3) 避難行動要支援者支援のしくみ

《平常時の場合》



《災害時の場合》



支援団体とは

- 地域の自治会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等です。

支援を受けるには

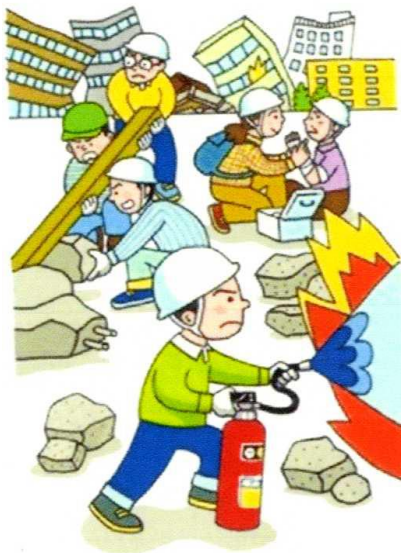
- 避難行動要支援者（申請兼）登録票（以下「申請書」という。）により登録していただきます。
- 登録にあたっては、支援団体に登録情報を提供することに承諾していただくこととなります。

登録の推進

- 市は、支援団体とともに、支援対象の避難行動要支援者に登録を勧めます。

支援団体の協力による支援

- 支援団体により、避難行動要支援者に対する日頃からの声かけや見守り等の日常的な支援を行います。
- 災害時には、避難支援が必要な避難行動要支援者には、地域の自主防災組織（自治会）が主体となり、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の協力のもと、地区対策本部との連携により避難支援を行います。



(4) 支援団体の人たちに、事前を知っておいていただきたいこと

○ 支援団体の人たちには、支援する避難行動要支援者の特徴や、支援の留意点等について基本的な知識を持っていただくことが必要です。

区 分		一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
のり 歳 以上 の人	一人暮らし	○ 災害情報の気付きが遅れる場合がある。特に、介護を必要としている場合は、力が衰え行動が遅くなる場合がある。 ● 迅速な情報伝達及び支援者、介助者による避難誘導が必要である。
	寝たきり	○ 自力で避難できず、また、自分の状況を伝えること及び自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ● 安否確認及び状況把握が不可欠であり、避難誘導時には支援者、介助者の援助が必要である。
	認知症	○ 自分の状況を伝えること及び自分で判断し行動することが困難である。 ● 必ず支援者、介助者による避難誘導が必要である。
身体障 がい のある 人	視覚	○ 視覚による災害情報の気付きが不可能又は困難な場合が多い。 ● 音声による情報伝達及び状況説明が必要である。また、一般的には、家族、支援者、介助者等による避難誘導が不可欠である。
	聴覚	○ 音声による避難・誘導指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能又は困難な場合が多い。 ● 文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字、絵図など）を活用した情報伝達や状況説明が不可欠であり、できれば手話通訳者等の協力を得ることが望ましい。
	音声言語	○ 通常の会話によるコミュニケーションが困難な場合が多い。全身性障がいのように、他の重い障がいを伴う人も多い。 ● 本人や家族等からの十分な聞き取りや、聞き取った内容を繰り返すことによる確認、さらに可能であれば、筆談、手話等による状況把握が必要である。

区 分		一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
身体障がいのある人	肢 体 不 自 由	○ 自立歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 特に、重度の全身性障がいの場合、自宅内の移動も困難な場合がある。 ● 避難誘導には、一般的には、車いす等の補助器具とともに、家族、支援者、介助者等による介助が必要である。（重度の障がいのある人の場合は不可欠）
	内 部	○ 内臓の機能障がいにより、日常生活に著しい制限を受ける場合が多い。 ● 障がいの内容に応じた日常生活用具若しくは医療機器等の確保又は、人工透析等の医療対応が必要であり、人工呼吸療法を行っている難病患者など、災害時に緊急対応が必要な場合もある。
精神障がいのある人		○ 災害発生時には、環境の変化により精神的な動揺が激しくなる場合がある。常時服薬が必要とされる人が多い。 ● 継続的な服薬が確保されるよう、医療機関などと連携した支援が必要である。
知的障がいのある人		○ 情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、身体障がいなどが重複している場合もある。 ● 避難誘導には、一般的には、家族、支援者、介助者等による介助が必要であり、重複障がいの場合には、車いす等の補助器具が必要な場合もある。



3 平常時の対応

(1) 避難行動要支援者登録制度

① 制度の概要

- 市では、支援団体の皆さんの協力を得て、見守りや声かけ、地域交流事業の案内などの日頃からの支援をはじめ、災害が発生したときに、自力で避難が困難な避難行動要支援者を支援するため、地域避難行動要支援者登録制度を進めています。
- また、登録された方には「ふれあい手帳」を配布します。（登録者以外でも、希望される方にも配布します。）
- 日頃から、外出時に「ふれあい手帳」を携帯していると、災害など何かあった時に有効です。

<p>ふれあい手帳</p>  <p>綾瀬市</p>	<p>自分の情報 写真</p> <p>氏名</p> <p>住所 綾瀬市</p> <p>電話番号 0467- -</p> <p>生年月日 明治・大正 年 月 日</p> <p>血液型 A・B・AB・O</p>	<p>〈緊急時連絡先〉</p> <p>連絡先1 氏名 続柄 電話番号 携帯</p> <p>連絡先2 氏名 続柄 電話番号 携帯</p> <p>連絡先3 氏名 続柄 電話番号 携帯</p> <p>綾瀬市役所 0467-77-1111 綾瀬市消防本部 0467-76-0119 大和警察署 046-261-0110</p>	<p>サポートをお願いします!</p> <p>障がい名等</p> <p>支援や配慮して欲しいこと</p> <p><input type="checkbox"/> () が不自由です</p> <p><input type="checkbox"/> 私のかわりに電話をしてください</p> <p><input type="checkbox"/> 筆談で伝えてください</p> <p><input type="checkbox"/> 書いてある情報を音読してください</p> <p><input type="checkbox"/> 移動の介助をお願いします</p> <p>内容 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 簡単な言葉で説明してください</p> <p><input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手です</p> <p><input type="checkbox"/> 体に触られるのが苦手です</p> <p><input type="checkbox"/> パニックになることがあります</p> <p><input type="checkbox"/> () 発作があります</p>																																													
<p><input type="checkbox"/> 心臓に疾患があります</p> <p><input type="checkbox"/> ペースメーカーを使用しています</p> <p><input type="checkbox"/> 人工透析をしています</p> <p><input type="checkbox"/> アレルギーがあります</p> <p>内容 ()</p> <p><input type="checkbox"/> その他、配慮してほしいことがあります。</p>	<p>〈かかりつけの病院等〉</p> <p>病名等</p> <p>病院名</p> <p>電話番号</p> <p>担当医</p> <p>薬局名</p> <p>〈飲んではいけないクスリ他〉</p>	<p>〈いつも飲んでいるクスリ〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>クスリの名前</th> <th>朝</th> <th>昼</th> <th>晩</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>置いてある場所:</p>	クスリの名前	朝	昼	晩	他																										<p>〈通っている施設等〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>通っている曜日等</th> <th>通っている時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設1</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>施設2</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	名称	電話番号	通っている曜日等	通っている時間	施設1					施設2				
クスリの名前	朝	昼	晩	他																																												
施設名	名称	電話番号	通っている曜日等	通っている時間																																												
施設1																																																
施設2																																																
<p>〈避難場所〉</p> <p>日ごろから、避難場所は確認し、避難方法を家族や支援してくれる人と相談しておいてください。</p> <table border="1"> <tr> <td>自治会名</td> <td>自治会</td> <td>区</td> </tr> <tr> <td>地域での避難場所</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>一時避難場所</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>広域避難場所</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>指定避難所(避難所)</td> <td colspan="2"> </td> </tr> </table>	自治会名	自治会	区	地域での避難場所			一時避難場所			広域避難場所			指定避難所(避難所)			<p>メモ：支援してほしいことなどメモしておきましょう。</p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p> <p> </p>	<p>支援していただくみなさまへ</p> <p>この手帳を所持している方は、緊急時に支援を必要としています。</p> <p>支援をいただく際には、手帳の内容を確認していただき、支援をお願いいたします。</p> 																															
自治会名	自治会	区																																														
地域での避難場所																																																
一時避難場所																																																
広域避難場所																																																
指定避難所(避難所)																																																

② 避難行動要支援者登録の対象者

- 避難行動要支援者登録の対象となるのは、次の方です。
 - ア 65歳以上の一人暮らしの高齢者
 - イ 昼間独居の65歳以上の高齢者・障がい者
 - ウ 重度障がい者で日常生活上支援を要する者
 - ・ 身体障がいのある人（1級、2級）
 - ・ 知的障がいのある人（A1、A2）
 - ・ 精神障がいのある人（1級、2級）
 - エ 要介護3、4、5の認定を受け日常生活上支援を要する者
 - オ その他支援を必要とする者

③ 登録方法

- 申請書に必要事項を記入し、市（福祉総務課）へ提出していただきます。

【申請方法】

◎ 手上げ方式

避難行動要支援者本人の自発的な意思により申請登録する方法です。

◎ 同意方式

自治会、地区民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の人たちが、避難行動要支援者宅を訪問し、制度説明を行い、本人同意申請により登録する方法です

【具体的な手続き】

- 申請書には、避難行動要支援者の住所、氏名、生年月日、電話番号、緊急時の連絡先などの個人情報を記入します。
- 日頃からの見守り活動等及び災害発生時の安否確認、避難支援等に活用するため、避難行動要支援者に関する情報を支援団体が把握する必要があります。
- そのため、避難行動要支援者本人にあらかじめ記載内容の開示についての同意を得た上での登録とします。

《登録にあたっての注意事項》

- ◎ この制度は、あくまでも普段からの地域の助け合い（共助）により、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。
- ◎ しかし、登録により確実に支援を受けられるものではありません。災害の状況により、支援団体の人たちが被災し、支援できなくなる場合があります。
- ◎ また、支援団体の人たちは、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等に関し、決してその責任を伴うものではありません。

④ 避難行動要支援者登録台帳の作成

- 市（福祉総務課）が避難行動要支援者の把握及び台帳を作成します。
- 本人等の申請により作成しております。

⑤ 避難行動要支援者情報の共有と管理

- 避難行動要支援者登録台帳は、市及び次の支援団体で平常時より共有します。
 - ・ 自治会
 - ・ 地区民生委員児童委員協議会
 - ・ 地区社会福祉協議会（市社会福祉協議会を含む。）
- 情報は、日頃の見守り活動や災害時の安否確認、避難誘導などの支援以外の目的には使用できません。

⑥ 登録していない人への登録の呼びかけ

- 災害時に、安否確認や避難誘導等の支援が必要な人に対して、積極的に制度への登録を促していくことが必要です。
- 市は随時、広報紙やホームページによる啓発を行うとともに、自治会や地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の協力をいただきながら、登録を促進します。

（２）避難行動要支援者への情報伝達

- 避難行動要支援者には、「自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない人」や「危険を知らせる情報を受け取ることができない人」等が含まれることから、地域を中心とした電話や訪問による直接的な伝達が効果的です。
- 支援団体は団体内や他の団体との連絡網を整備するとともに、着実に避難行動要支援者に対して、防災情報等が伝わるよう努めていただきます。

(3) 避難施設の整備等

- 災害発生時には、避難行動要支援者を含む多くの被災者が避難所生活を送ることになりますが、避難所の構造や設備面で避難行動要支援者への配慮が十分であるとは限らないために、避難所生活をする上でさまざまな問題が生じることがあります。
- 避難所における避難行動要支援者への情報伝達方法や、食料・日常生活用品・介護用具の不備などの問題点も生じやすくなります。
- 市は、避難行動要支援者に配慮した生活環境を提供するため避難所について、できる限り段差を解消したり、障がいのある人のためのトイレを設置するなどのバリアフリー化を図ります。
- また、食料や飲料水、生活必需品などの必要物資の備蓄においても、避難行動要支援者に配慮することとし、おかゆや粉ミルクなどの非常食や紙おむつ、車イス、簡易トイレなどの必要物資が、備蓄や協定の締結などにより速やかに調達できるような体制を整備しておきます。

(4) 福祉避難所の指定

- 避難した避難行動要支援者のうち、一般の避難所での生活に支障をきたす場合に、身体介護や相談等の必要な支援を受けられるなど、安心して生活ができるよう、社会福祉施設などの施設機能を低下させない範囲内で、避難行動要支援者を優先的に受け入れてもらうため市は、あらかじめ協定を締結して体制整備を図ります。

【福祉避難所】

No	施設名	所在地	電話番号
1	医療法人社団 慈広会（メイプル）	吉岡2361-7	76-8001
2	社会福祉法人 泉正会（泉正園）	上土棚南1-11-20	70-1888
3	社会福祉法人 道志会（道志会）	早川城山2-11-3	76-3399
4	社会福祉法人 聖音会（さがみ野ホーム）	深谷中7-1-9	76-2600
5	社会福祉法人 聖音会（綾瀬ホーム）	吉岡2337	77-6611
6	社会福祉法人 唐池学園（貴志園）	吉岡2381-1	78-4178
7	社会福祉法人 唐池学園（つぼみ保育園）	深谷中5-20-48	78-0641
8	社会福祉法人 唐池学園（吉岡保育園）	吉岡1980	78-4324
9	社会福祉法人 湘南児童福祉会（深谷保育園）	深谷上3-1-29	76-8471
10	社会福祉法人 誠心福祉協会（おとぎ保育園）	早川3067-5	76-3841
11	綾瀬市立 もみの木園	深谷上4-5-1	76-6770
12	社会福祉法人 千寿会（杜の郷）	寺尾南1-5-31	76-3800
13	学校法人 生蘭学園（さくらチャイルドセンター）	寺尾西1-13-1	78-8111
14	社会福祉法人 泉正会（綾瀬いずみ保育園）	上土棚北4-11-41	55-9696
15	学校法人 明和学園（ピッピーことり保育園）	吉岡1526	78-5025
16	社会福祉法人 足跡の会（綾瀬ゆめっこ保育園）	大上4-2-25	76-0077

(5) 避難行動要支援者の事前準備

- 災害の被害をできるだけ抑えるには、日頃からの備えが何よりも大切です。
災害に備えて、避難行動要支援者自身も、次の「障がい別の安全確保」について、自ら
できることから実行しましょう。
- 支援団体の皆さんも、避難行動要支援者自身ができることから実行するよう働きかけを
してください。

【障がい別の安全確保】

障がい者別	内 容
65歳以上の 寝たきりの人等	<ul style="list-style-type: none"> • 寝室は、倒れたり落ちてきたりする物が無いような安全な居住空間を確保しましょう。 • 寝たきりの人がいる家庭では、非常持ち出し袋に紙おむつなどの介護用品を加えておきましょう。 • 市社会福祉協議会から配布された「あんしん袋」を身近なところに置いておきましょう。 • 市（地域包括ケア推進課）から配布された「救急医療情報キット」に必要事項を記入し、冷蔵庫に入れておきましょう。 • 避難時の移動に備えて、幅の広いひもや車いすなどを用意しておきましょう。
視覚障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> • 非常持ち出し袋のある場所はどこかを確認しておきましょう。 • 手探りをする際に、割れたガラスなどで怪我をしないよう、手袋を枕元に用意しておきましょう。 • 非常持ち出し袋の中に、白杖（折りたたみ式）や点字器を入れておきましょう。 • すぐに災害情報を得るため、ラジオを身近なところに置きましょう。また、予備の電池を用意しておきましょう。 • 情報を入手したり、自分から状況を連絡できるよう、携帯電話などを活用しましょう。
聴覚障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> • 非常持ち出し袋の中に、補聴器用の電池、筆談のためのメモ用紙、筆記用具、停電の際に手話で会話できる携帯用照明、笛や警報ブザーなどを入れておきましょう。 • 就寝時に災害が発生した時のために、枕元に補聴器を置きましょう。 • 情報を入手したり自分から状況を連絡できるよう、文字情報が受信・発信できる携帯電話、ファックスやインターネットメールなどを活用しましょう。



障がい者別	内 容
<p>肢体不自由の人</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 杖や歩行器などを使用している人は、いつもこれらを身近なところに置いておきましょう。 • 車いすや歩行補助具が転倒した家具などの下敷きにならないよう安全なスペースを確保するとともに、暗闇になっても分かるようにしておきましょう。 • 非常持出し品の中に、紙おむつや携帯トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）を用意しておきましょう。 • 自力で避難することが困難な場合に備えて、幅の広いひも（おんぶひも）などを用意しておきましょう。 • 車いすを使用している人は、雨天や寒冷時に備えて、車いすでも使用可能なカッパ等を用意しておきましょう。 • 車いすは、ガラスの破片等でパンクの恐れもあるため、パンク修理セットを準備しておくなどの備えをしておきましょう。また、車いす以外でも移動ができる人は、車いすが使用できない時のための必要な用具(杖など)を準備しておきましょう。 • 電動車いすを使用している人は、使用後必ず充電し、いつでも使える状態にしておきましょう。
<p>内部障がいのある人</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 非常持出し品の中に、日頃から服用している薬や使用している装具を入れておきましょう。また、かかりつけの医療機関や服用している薬のメモなども一緒に入れておきましょう。 • 膀胱、又は直腸機能に障がいのある人は、ストマ用装具などの関係用品を準備しておきましょう。 • ストマ装具は、メーカー名、品名、サイズを正確にメモし、非常持出し品の中に入れておきましょう。 • 日頃から服用している薬の名前は必ずメモし、常時携帯しておき、災害救助等の医師や看護師に正確に薬名を伝えられるようにしておきましょう。 • 咽頭摘出をしている人は、気管孔エプロンを準備しておきましょう。また、人工咽頭や携帯用会話補助装具が必要な人は、いつも身近なところに置いておきましょう。 • 呼吸器機能障害の人は、日頃から予備の酸素ボンベを準備し、その残量に気をつけておくようにしましょう。
<p>知的障がいのある人</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 日頃から服用している薬があれば、非常持出し品の中に入れておきましょう。また、かかりつけの医療機関や薬のメモもその中に一緒に入れておきましょう。 • 自宅の住所や連絡先の書かれた身分証などを携帯しましょう。 • 災害発生時に家族からの連絡が取れるよう、携帯電話などを活用しましょう。

障がい者別	内 容
精神障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出し品の中に、日頃から服用している薬を入れておきましょう。また、かかりつけの医療機関や薬のメモもその中に一緒に入れておきましょう。 ・家族などにも、医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく理解しておいてもらいましょう。

(6) 防災意識の向上

- 市は、支援団体に対して、避難行動要支援者に対する避難支援の必要性についての理解を深め、支援方法等の知識を普及させるための防災研修を実施します。



(7) 支援者の育成

- 市は、避難行動要支援者の避難支援に関係する機関と協力・連携して支援団体の育成強化のために、防災訓練などの機会を利用し、地域において住民が参加する避難支援訓練を実施します。



4 災害発生時の対応

(1) 自らの身の安全の確保

地震の際の安全確保

- あわてて外に飛び出すと、揺れなどにより屋根の瓦や看板などが落下してくる恐れがあり危険です。
- 日頃から、もしもの時に、部屋のどこが安全な場所なのかを考えておきましょう。
- また、避難所等（資料「避難所一覧」を参照）へ避難する前に、一時的な安全確保のために指定されている地域の一時(いっとき)避難場所等を事前に確認しておきましょう。



避難する前に

- 火の始末をしましょう。（ガスの元栓を閉めることも忘れずに。）
- 逃げ場の確保をしましょう。（揺れによりひずみが生じ、扉などが開かなくなる恐れがあるため、出入口の扉や窓などを開けておく必要があります。）
- 停電後、電力が復旧した際には、漏電が発生し火災になることがあります。
停電していても避難する前に必ずブレーカーを落としましょう。
- 家から避難する前に、家の外の分かりやすいところに、家族の安否情報や避難場所などを記載した張り紙を貼り、見回りの際の確認をしやすくしましょう。
- 倒壊した家に閉じ込められたり、家具などに挟まれ動けなくなる場合があるので、笛やブザーを準備しておき、災害時には、積極的に活用して助けを呼びましょう。

(2) 安否確認・避難誘導の実施

- 災害発生直後は、市、消防、警察等による支援体制が整うまでには一定の時間を要します。
- したがって、避難行動要支援者の方は、災害時において避難に時間を要する人や負傷等をする可能性が高いことから、安否確認・避難誘導は、自主防災組織が中心となり、支援団体の人たちの協力によって対応していただくことが必要となります。



《安否確認・避難誘導の実施要領》

安否確認・避難の対象者

- 市から提供する「地域避難行動要支援者登録者名簿」に記載されている人です。

安否確認・避難誘導を行う時期

- 予期せぬ災害（地震等）が発生又は発生の恐れがある時で、具体的には次のような場合です。
 - ・ 避難勧告又は避難指示が発令された場合（資料「避難勧告等の一覧」を参照）
 - ・ 避難勧告又は避難指示は発令されていないが、周辺に危険を感じた場合
 - ・ 家屋の倒壊又はその危険がある場合
 - ・ 電気・水道・ガスなどが止まり、自宅にて生活することが困難な場合

安否確認後の対応

■ 避難行動要支援者への情報提供

- 災害発生時における情報の不足や情報提供の遅れは、避難行動要支援者を中心とする被災者の不安感を高めることとなります。
- 自主防災組織や支援団体は、避難行動要支援者本人又はその家族等へ正確な情報を迅速に提供するよう努めてください。
- 車いすや紙おむつ等の生活用品を必要とする避難行動要支援者に対しては、市、消防・警察からの情報をもとに、どこに行けば、どのような物資が入手できるかを、災害発生後の早い時期に情報提供するようにしてください。

■ 避難が必要な場合の避難誘導

- 避難行動要支援者が無事であっても、危険が予測される場合などには、避難所等への避難が必要になります。
- 避難行動要支援者が、本人自身やその家族等の支援によっても避難が困難な場合は、避難支援のご協力をお願いします。
- 避難支援をされる人はまず、自分の身の安全を確保した上で、可能な範囲で避難行動要支援者の方の避難誘導の支援をお願いします。
- さらに他の人の協力が必要な場合は、地域の人たちへ協力を求めてください。
- 市、消防、警察等の支援は、大規模で広域な災害が発生した場合、全ての地域に支援のための人員を十分に確保することは困難です。
- したがいまして、身近な地域の人たちの「共助による助け合い」が不可欠ですので、避難誘導等の支援についてご協力をお願いします。

※ 避難誘導の際は、自分の氏名を知らせるとともに災害の状況、避難先等を説明し、地域で定められている避難場所へ誘導してください。

避難行動要支援者安否確認フロー（発災直後）

災 害 発 生

震度5強以上の地震が発生した場合、市災害対策本部・地区対策本部を設置



自主防災組織及び支援団体の人は、自宅待機又は一時(いつとき)避難場所に避難し、地震の揺れが治まるまで待機し、自分や家族の身の安全の確保する。(豪雨時は自宅等で待機)



避難勧告又は避難指示発令



支援団体は、避難行動要支援者宅に訪問又は電話等で安否確認を行う。



重症を負っている避難行動要支援者を発見した場合又は、建物倒壊等の危険で安否確認ができない場合は、119番通報してください。



安否確認の結果は、自主防災組織が集約し、地区対策本部に報告する。



地区対策本部は、一次避難所の避難者名簿と安否確認の報告とを照合する。

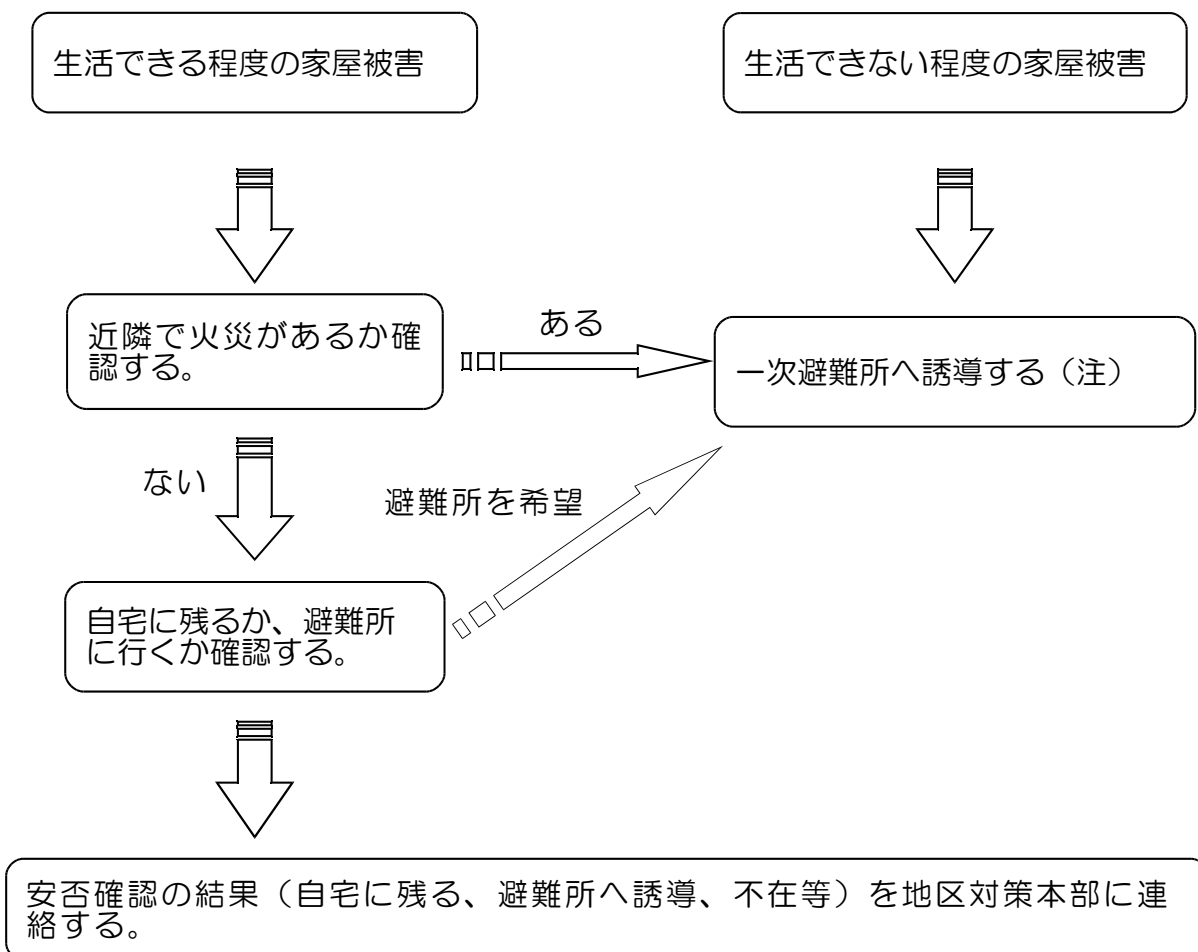


安否確認が取れない避難行動要支援者については、再度、支援団体が地域の人たちと協力し安否確認を行う。



- 地区対策本部は、安否確認の結果を市災害対策本部へ報告する。
- 市災害対策本部の救護対策部は、安否確認情報の集約を行い、安否確認が取れない避難行動要支援者については、警察等との協議を行い、関係機関へ捜査依頼する。

安否確認後の想定パターン 1 (無事の場合)



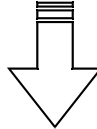
(注)

- 発災直後では、二次避難所・福祉避難所の受け入れ体制の整備状況が確認できていないため、まずは、一次避難所に誘導してください。
- 施設の受け入れ体制が整い、二次避難所・福祉避難所が開設された後は、自宅から直接誘導することができます。

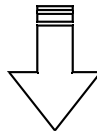


安否確認後の想定パターン 2 (重症を負っている場合)

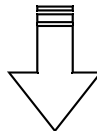
重傷（重度の骨折、大量出血、意識不明）を負っている避難行動要支援者を発見



119番通報するとともに、応急措置ができる人は応急措置を行います。



- 救急車を待ちます。
- 119番がつかない場合は、近隣の人たちが協力し、近くの病院又は、仮設救護所が開設されている一次避難所に搬送します。

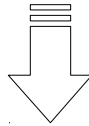


安否確認の結果を地区対策本部へ報告します。

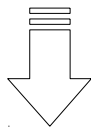


安否確認後の想定パターン 3
(家等の下敷きになり救出できない場合)

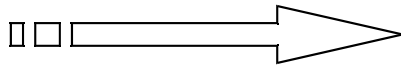
家屋や家具の下敷きになり、脱出できない避難行動要支援者を発見



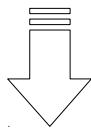
119番通報するとともに、**できる範囲**で近隣住民が協力して救出作業を行う。



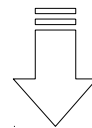
救 出



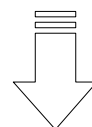
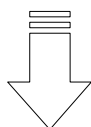
重 傷



「無事だった場合」のフ
ロー（P18）へ



「重傷を負っている場合」の
フロー（P19）



安否確認の結果を地区対策本部へ報告する。



(3) 避難所を中心とした生活支援

① 避難所の環境整備

- 災害時には、多くの被災者が指定された避難所に避難して、しばらくの間、共同で生活をするようになります。避難所での生活は、生活環境の急激な変化を伴うため、避難所運営においても、避難行動要支援者に対する適切な配慮が必要となります。

避難行動要支援者別の避難所運営における配慮事項

区 分	配 慮 事 項
65 歳以上の人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の方は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいため、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ・ 認知症の方は、急激な環境変化で精神症状や問題行動が出やすく、認知症も進行しやすいため、生活指導、機能訓練等を行い、精神的な安定を図る。 ・ トイレに近い場所に、避難スペースを設ける。 ・ おむつをしている方のために、おむつ交換の場所を別に設ける。
視覚障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。
聴覚障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝達事項は紙に書いて知らせる。
言語障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者、要約筆記者等を確保する。
肢体不自由の人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすが通れる通路を確保する。
内部障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等の協力により巡回診察を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 ・ 医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。
知的障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の変化が理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるため、気持ちを落ち着かせるよう努める。
精神障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立することがないように、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。

② 避難所での情報、物資の提供

- 避難所内部での物資の供給場所や方法などの情報提供は、拡声器等音声による情報提供と併せて、可能な限り掲示やビラ等文字による情報提供も行い、避難行動要支援者に情報が伝わらないことのないよう十分配慮します。
- 支援団体は、地域のボランティア等の協力者と共同して、避難行動要支援者のニーズに基づき、速やかに備蓄場所から応急物資等を調達し、必要な物資等を避難行動要支援者に配給してください。
- 特に乳幼児に対しては、粉ミルクや離乳食、65歳以上の人等には温かい食事ややわらかい食事、内部障がいの人には病態に応じた食事など、避難行動要支援者の状態に応じた食事を提供するように努めましょう。

③ 避難行動要支援者のニーズへの対応

- 避難所に避難している避難行動要支援者の実態とニーズを把握し、必要に応じて地区対策本部や避難所運営委員会へ支援要請を行いましょう。

④ 福祉避難所や病院への移送

- 一次避難所では生活に限界があり、特別な支援を必要とする避難行動要支援者は、保健師や看護師、ケアマネージャー等の専門職員の判断にしたがって、二次避難所又は福祉避難所や病院などに案内・誘導・搬送してください。



5 生活再建・復興に向けた支援

(1) 避難行動要支援者向けの相談窓口の設置

- 市は、避難所に避難している避難行動要支援者からの各種相談に対応する相談窓口を設置します。
- 相談窓口では、在宅及び避難生活中の避難行動要支援者を対象に、専門職による福祉、健康相談等を行います。支援団体は、積極的に参加、協力してください。

(2) 巡回相談の実施

- 特に、避難生活している避難行動要支援者へのニーズに適切に対応するため、市は、必要に応じてケースワーカー、ホームヘルパー、保健師等による「巡回相談チーム」を組織し、避難所を中心に巡回相談を行います。
- 在宅の避難行動要支援者に対しても、自主防災組織や支援団体からの報告に基づき、巡回相談チームが巡回相談を行います。
- 巡回相談に際しては、避難行動要支援者の個々の特性を踏まえ、手話・筆記通訳者、多言語による外国語通訳・翻訳者など専門ボランティアの中からも人選、協力を要請して行います。

(3) 在宅サービスの提供

- 市は、巡回相談チームによる調査と詳細ニーズの把握内容に基づいて、順次以下の在宅サービスを実施します。支援団体は、積極的に参加、協力してください。
 - ① ホームヘルプサービス
 - ② 給食サービス・入浴サービス
 - ③ 訪問指導
 - ④ 補装具・日常生活用具の給付
 - ⑤ ガイドヘルパーの派遣

(4) 住宅の応急修理、建設等

- 住宅の一部が損壊又は焼失したため避難している避難行動要支援者については、優先的に住宅の損壊状況の調査を行い、被害状況に応じて次のような措置を講じますので、市に要請してください。
 - 応急危険度判定の結果、修理により日常生活が可能であれば、住宅の応急修理を行います。
 - 住宅やその周辺に土砂やがれきなどがあり、日常生活に著しく支障を及ぼしている場合には、その除去を行います。
 - 応急危険度判定の結果、もとの住宅に居住することができない避難行動要支援者については、応急仮設住宅や公営住宅への入居を可能な限り優先的に斡旋します。

地域の支援団体（自主防災組織を含む。）、行政の具体的行動マニュアル

ここでは、地域の支援団体（自主防災組織を含む。）並びに市が、避難行動要支援者登録から実際の支援までをどのように行うかをまとめたものです。

《避難行動要支援者登録時》

区 分	行動マニュアル
自治会	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の回覧等により、登録申請の周知等を行います。 災害時等に避難行動要支援者への円滑な支援を行うためにも、日頃の隣近所同士の支援関係づくりを進めます。
地区民生委員・児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地区民生委員児童委員協議会は、支援が必要と思われる65歳以上の人や障がいのある人等に地域避難行動要支援者登録制度を説明し、登録及び支援団体への情報提供の同意確認を行います。 災害時等に避難行動要支援者への円滑な支援を行うためにも、日頃の隣近所同士の支援関係づくりを進めます。 日頃の活動を通して、登録募集を行います。 登録希望者に申請書の記入をお願いし、申請人又は民生委員児童委員は、市（福祉総務課）に申請書を提出してください。
地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会は、支援が必要と思われる65歳以上の人や障がいのある人等に、地域避難行動要支援者登録制度を説明し、登録及び支援団体等への情報提供の同意確認を行います。 日頃の活動を通して、登録募集を行います。 登録希望者に申請書の記入をお願いし、申請人又は会員は、市（福祉総務課）に提出してください。 自治会及び地区民生児童委員協議会と連携し、避難行動要支援者支援マップ等（支援する人、支援される人）の活用を進めます。 災害時等に避難行動要支援者への円滑な支援を行うためにも、日頃の隣近所同士の支援関係づくりを進めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報やホームページによる登録制度等の周知・啓発を行います。 市（福祉総務課）は、避難行動要支援者登録者名簿、台帳及び地図の整備・管理を行い、自治会に名簿及び地図、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会に名簿及び地図を定期的に提供します。 市（福祉総務課）は、地区民生児童委員協議会及び地区社会福祉協議会に登録推進を依頼します。 市（障がい福祉課）は、身障手帳等をお持ちの人に対して、通知により台帳登録の意思確認を行います。 市（福祉総務課）は、新たな申請者の名簿及び台帳を整備するなど、データ更新・管理を行います。

《平常時》

区 分	行動マニュアル
自治会 (自主防災組織)	<ul style="list-style-type: none"> • 地区民生委員児童委員協議会及び地区社会福祉協議会と連携し、防災訓練を通して、避難行動要支援者に対する情報伝達、避難経路の確認や避難訓練等を行い、災害時に備えます。 • 市が主催する防災講演会等に、積極的に参加します。
地区民生委員・ 児童委員協議会、 地区社会福祉協 議会	<ul style="list-style-type: none"> • 避難行動要支援者に対し、見守り等の日常的な支援を行います。 • 避難行動要支援者とともに、防災訓練に積極的に参加し、情報伝達、避難経路の確認や避難訓練等により、非常時の取るべき行動を確認します。 • 市が主催する防災講演会等に、積極的に参加します。
市	<ul style="list-style-type: none"> • 市（危機管理課）は、自治会（自主防災組織）主催の防災訓練等を支援します。 • 市（危機管理課）は、防災講習会等を開催します。 • 市（高齢介護課、障がい福祉課、子育て支援課）は、避難行動要支援者を収容するための福祉避難所の指定検討を行い、協定締結を推進します。また、福祉避難所における防災施設整備（防災資機材の整備や備蓄等）を進めます。

《災害発生直後》

区 分	行動マニュアル
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> • 自分自身及び家族の安全を確認した後に、地区民生委員児童委員協議会及び地区社会福祉協議会と連携して、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行います。 • 災害状況の情報収集及び避難行動要支援者への情報提供を行います • 避難行動要支援者の安否確認等の情報収集に努めます。 • 避難行動要支援者の家屋が被災している場合は、119番通報するとともに、できる範囲で地域の人たちや地区民生委員児童委員協議会及び地区社会福祉協議会の協力のもと、救出活動を行います。
地区民生委員・ 児童委員協議会、 地区社会福祉協 議会	<ul style="list-style-type: none"> • 自分自身及び家族の安全を確認した後に、避難行動要支援者の安否確認を行います。 • 避難が必要な状況であれば、避難行動要支援者を避難所まで避難誘導します。 • 避難、自宅待機等、避難行動要支援者の現況を自主防災組織に連絡します。 • 避難行動要支援者の家屋が被災している場合は、119番通報するとともに、できる範囲で地域の人たちの協力のもと救出活動を行います。

区 分	行動マニュアル
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、支援団体からの情報収集や問い合わせ、要望等に可能な限りの対応を行います。 ・市は二次避難所及び福祉避難所等の被害状況を確認し、必要な支援を行うとともに、避難所等として対応が可能かどうか状況を調査し、避難行動要支援者からの要望に備えます。

《避難所における対応》

区 分	行動マニュアル
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の避難生活を把握し、要望等を市へ連絡するよう努めます。
地区民生委員・ 児童委員協議会、 地区社会福祉協 議会	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、避難行動要支援者の二次避難所又は、福祉避難所への移動や緊急物資の支援に協力します。 ・避難行動要支援者の相談相手となり、困りごとなどを市に連絡し、避難生活の改善に協力します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者全体の情報収集に努め、災害対策本部への連絡又は適切な措置を行います。 ・災害対策本部は、避難所からの連絡や要請を受け、避難行動要支援者の二次避難所又は、福祉避難所への移動や緊急物資の支援等を行います。 ・災害対策本部は、長期避難に備え、状況により仮設住宅等の確保を行います。

《発生数時間後》

区 分	行動マニュアル
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の避難生活を把握し、要望等を避難所運営委員会へ連絡するよう努めます。 ・避難所の運営活動に協力します。
地区民生委員・ 児童委員協議会、 地区社会福祉協 議会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営活動に協力します。 ・避難行動要支援者の避難生活の現状確認に努め、避難所生活における困りごと等を避難所運営委員会へ連絡します。 ・避難行動要支援者の相談相手になるなど、メンタルケアに努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・地区対策本部は、避難者の情報把握に努め、災害対策本部への連絡又は適切な措置を行います。 ・災害対策本部は、地区対策本部からの連絡や要請を受け、避難行動要支援者の二次避難所又は、福祉避難所への移動や緊急物資の支援等を行います。

《発生2～3日後（避難が長期化する場合）》

区 分	行動マニュアル
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> • 支援団体からの避難行動要支援者の帰宅確認を行います。
地区民生委員・ 児童委員協議会、 地区社会福祉協 議会	<ul style="list-style-type: none"> • 避難場所にて、避難者の帰宅支援を行います。 • 避難行動要支援者の帰宅確認を行い、地区対策本部に報告します。 • 自宅に戻った避難行動要支援者のその後のケアに努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> • 避難者の帰宅支援を行います。 • 災害対策本部は、自主防災組織、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会と連絡を取り、避難行動要支援者全員の帰宅を確認します。

【資料】

登録の対象となる避難行動要支援者の本市の現状

区分	人数	総人口に占める割合	備考
65歳以上の一人暮らしの人	2,719人	3.22	民生委員・児童委員の友愛訪問対象データより (令和2年4月1日現在)
65歳以上の昼間独居の人	59人	0.07	
65歳以上の寝たきりの人	1,214人	1.44	市(高齢介護課)データより (令和2年9月1日現在)
65歳以上の認知症の人	2,187人	2.59	
視覚障がいのある人 (1級・2級)	85人	0.10	市(障がい福祉課)データより (令和2年4月1日現在)
聴覚障がいのある人 (1級・2級)	78人	0.09	
音声言語障がいのある人 (1級・2級)	27人	0.03	
肢体不自由の人 (1級・2級)	492人	0.58	
内部障がいのある人 (1級・2級)	597人	0.70	
知的障がいのある人 (A1・A2)	243人	0.28	
精神障がいのある人 (1級・2級)	502人	0.59	
総人口	84,241人	—	

※ 区分ごとに重複して計上されている人数が不明であるため、合計人数は未記載となります。

※ この表において、複数の身体障がいがある場合にそれらを総合した手帳の等級を示しています。

避 難 勧 告 等 の 一 覧

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）は、災害時に、市長より市民の皆さんに向けて発令するものです。

区分	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> • 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階。 • 人的被害の発生する可能性が高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、指定された避難場所への避難行動を開始します。 • 避難支援者は支援行動を開始します。 • 上記以外の方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始します。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> • 通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階。 • 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> • 通常の避難行動ができる人は、指定された避難場所等への避難行動を開始します。
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> • 前兆現象の発生や地域の特性、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、あるいは、すでに人的被害が発生した状況。 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難勧告等で避難中の方は、確実な避難行動を直ちに完了します。 • まだ避難していない方は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は、生命を守る最低限の行動をとります。

避 難 所 一 覧

- 避難所は、公民館等の公共施設のうちから、災害の規模や範囲、被災状況を考慮して開設します。
- 避難勧告や避難指示が発令されたときは、速やかに地域で決定された一次避難所に避難してください。
- いざという時に速やかに避難できるように、日頃から自宅や勤務先周辺の避難場所を確認するとともに、避難経路も家族や地域で話し合っておきましょう。
- 災害により、開設する避難所を変更する場合がありますのでご注意ください。
- 自主的に避難するときは、避難所の開設状況を市災害対策本部に確認してください。

1 一次避難所

No	名 称	所 在 地	電話番号
1	綾瀬小学校	深谷中5-1-1	78-0004
2	綾瀬中学校	深谷南2-3-1	78-0024
3	綾北中学校	深谷上4-4-1	78-8566
4	北の台小学校	大上9-14-1	77-5807
5	北の台中学校	蓼川1-2-1	77-8430
6	天台小学校	寺尾台1-3-1	78-5688
7	寺尾小学校	寺尾南1-3-1	77-8401
8	綾北小学校	寺尾本町3-10-1	78-0452
9	早園小学校	小園420	78-8525
10	城山中学校	早川2230	77-6134
11	綾西小学校	綾西1-2-1	78-2376
12	春日台中学校	吉岡393-1	76-8661
13	落合小学校	落合北3-10-1	77-6133
14	綾南小学校	上土棚中1-12-19	78-2840
15	土棚小学校	上土棚南6-1-1	77-2002
16	県立綾瀬高校	寺尾南1-4-1	76-1400
17	県立綾瀬西高校	早川1485-1	77-5121

※ 県立綾瀬高校は寺尾小学校に収容しきれない場合に、県立綾瀬西高校は城山中学校に収容しきれない場合に、それぞれ開設されます。

※ 風水害時は、風水害時避難所を開設します。また、災害の規模により一次避難所を開設します。

2 二次避難所

No	名 称	所 在 地	電話番号
1	中央公民館	深谷中 1-3-1	77-8181
2	中村地区センター	深谷中 5-1 6-4 3	78-2760
3	大上保育園	大上 6-1 4-5	77-0323
4	北の台地区センター	蓼川 2-1-1 2	77-6132
5	綾北福社会館	寺尾中 1-3-2 2	78-1735
6	寺尾児童館	寺尾北 2-2-1	77-9993
7	寺尾いずみ会館	寺尾台 3-6-2 5	79-1305
8	小園児童館	小園 4 0 1-1	77-9994
9	早園地区センター	早川 2 9 3 4	78-1160
10	ながぐつ児童館	綾西 2-1 1-1 4	77-9992
11	吉岡地区センター	吉岡 2 3 1 6	78-2029
12	綾南地区センター	上土棚中 1-1 0-1 1	77-5808
13	綾南保育園	上土棚南 1-4-1 7	76-0030
14	南部ふれあい会館	上土棚南 1-5-1 0	77-3020

※ 水害時は、浸水のおそれのあるNo.9 早園地区センター及びNo.12 綾南地区センターは利用しないこととします。また、No.14 南部ふれあい会館は、綾南小学校の代替施設として一次避難所に指定されます。

3 風水害時避難所

No	名称	所在地	電話番号
1	落合自治会館	落合南 6-1-46	77-6240
2	中村自治会館	深谷中 5-23-35	-
3	蓼川自治会館	蓼川 2-11-33	76-0865
4	大上自治会館	大上 5-9-41	-
5	寺尾南自治会館	寺尾南 2-3-16	-
6	寺尾綾北自治会館	寺尾本町 2-7-3	77-4226
7	寺尾天台自治会館	寺尾台 1-12-15	78-9213
8	小園自治会館	小園 398-1	79-1301
9	吉岡自治会館	吉岡 2316-10	-
10	綾西自治会館	綾西 2-11-14	76-9368
11	上土棚自治会館	上土棚北 4-7-47	76-9336
12	高齢者福祉会館	深谷中 1-3-1	76-2424
13	寺尾児童館	寺尾北 2-2-1	77-9993
14	南部ふれあい会館	上土棚南 1-5-10	77-3020
15	城山中学校武道場	早川 2230	77-6134

※ 風水害時避難所は、自主・事前避難のため災害発生前に開設されます。